## 質問回答

平成 25 年 7 月 1 日

「南アジア地域におけるクロスボーダー交通インフラ整備·改善に係る情報収集·確認調査」 (公告日:平成 25 年 6 月 5 日 / 公告番号:2)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	指示書 第 2 P3	各国政府と開発パートナーに加えて、各国 JICA	JICA(本部関連部署、事務所)との協議につきま
	5. 調査実施上の留意点	事務所と本部関係部署から各段階で助言を求め	しては、基本的に南アジア部が窓口として取りま
	(6) 本調査の実施体制	るとなっているが、助言を取り纏る際の南アジア	とめを行います。各国政府、開発パートナーとの
		部と受注者の役割分担/体制はどのようになって	協議については、受注者が中心となって、相手先
		いるでしょうか。(e.g. JICA 内部は南アジア部で	(相手国政府、開発パートナー等)との協議(情報
		取りまとめ、その他は受注者が取り纏めるなど)	収集等)を行っていただきますが、協議を行う前
			のアポイント取得方法、対処方針等については、
			事前に各事務所にご相談頂き、進めて頂きたいと
			考えております。
2	指示書 第 2 P3	「現在進行中の各国別事業との連携、各国政府、	ADB とは、以下の情報共有を行っている: イン
	(6)本調査の実施体制	開発パートナーとの協力事業との連携」という点	ド支援に係る意見交換の一環でクロスボーダー
		で、当案件について、貴機構はアジア開発銀行	交通・運輸分野に関して ADB・JICA の取組、協
		(ADB)と何等かの協議、情報共有等を行っており	力の可能性等につき、ADB 本部とミーティングを
		ますでしょうか。	持ち情報共有。 SASEC(ADB が事務局)の下
			で、ADB が支援している地域協力案件、コネクテ
			ィビティーに係る調査等につき、ADB 本部とミー
			ティングを持ち情報共有。
3	指示書 第 2 P4	社会環境配慮に係る候補プロジェクト案件の評価	ご理解の通りです。
	(10) 環境社会配慮/社会開発	は、JICA 社会環境配慮ガイドラインに基づくもの	
		と、当該国の法制度に基づくものの2通りの評価に	

		よることを原則とすべきでしょうか。	
4	指示書 第 2 P4	候補プロジェクト案件によっては未確定要素が多	ご理解の通りです。
	(10) 環境社会配慮/社会開発	い場合も想定されますが、JICA 社会環境配慮ガイ	
		ドラインで求められているチェックリスト等につ	
		いて、事業特性を考慮して主要な項目に限定して評	
_		価することはあり得ますでしょうか。	
5	指示書 第2 P5	セミナーの準備では、どこまで貴機構が実施され	
	5. 調査実施上の留意点	るのでしょうか。(e.g. 日本政府関係者の出欠確	
	(12) 中間報告及び最終報告	認、招待状の発送、各国政府参加者の決定、各	とおりです。実際の開催にあたり、日本政府・各
	に係るセミナー	国出欠確認など)	国政府の参加者の決定時に、受注者から再度提
			案をいただき、参加者の決定は JICA が行いま
			す。出欠確認、招待状の発送を含む必要なロジ
			(会場の手配(機材手配含む)、昼食の手配、プレ
			ゼンテーション資料・配布資料の作成)について
			は、受注者に実施いただきます。上記準備に際し
			て必要な側面支援は JICA(本部、事務所)が行
			いますので、ご相談願います。
6	指示書 第 2 P7	(2)の 9)にある「現地第 2 次調査」は「第 1 次調査」	ご理解の通りです。
	第 1 次現地調査	と理解してよろしいでしょうか。	
7	指示書 第 2 P7	調査対象国以外(例:中国)との交通量および交通	中国については、既存の文献調査を基本として調査
	(オ) 交通量調査	量需要予測について、中国側への貴機構からの調査	を進めていただきたく、現地調査を想定しておりま
		協力要請は可能でしょうか。	せん。従って、当機構から中国側へ調査協力要請を
			行うことを想定していません。

##				
# 1	8			
(5) 第2 次現地調査  10 指示書 第3 P12				
(5) 第 2 次現地調査	9	指示書 第 2 P8	南アジア地域(特に東部地域)とは具体的にどこ	今回調査対象にしているインド、バングラデシュ、
10 指示書 第 3 P12 キックオフ協議は日本国内で 1 回開催という理解 でよろしいでしょうか。		6. 調査の内容	の範囲を示すのでしょうか。	ネパール、ブータンを想定しております。
キックオフ協議		(5) 第 2 次現地調査		
## 17	10	指示書 第3 P12	キックオフ協議は日本国内で 1 回開催という理解	工程表上記載のキックオフ協議は、業務指示書
11 指示書 第 3 P12 他案件参加団員が8月末から合流予定ですが、8月 上記踏まえ、JICA 事務所とのミーティングの場合に予定されるキックオフ協議に赴任地から貴機構 は、必要に応じて、TV 会議システムの参加による対応を考えることもできますが、基本的に、調査対象国で活動している団員の方を中心にキックオフ協議を進めて頂きたいと考えます。 12 指示書 第 3 P11 業務実施上の条件 1週に想定することは、貴指示書 P11 記載の作業工程に係る合理的な提案と成り得ますでしょうか。 おが固まった後の現地調査期間に遅れがでることが予想(報告会開催の遅延含む)される為、2にて回答したように、調査対象国にて活動している団員を中心にキックオフ協議を進めて頂きたいと考えます。 13 指示書 第 3 P12 現地調査前協議		キックオフ協議	でよろしいでしょうか。	P.6/15(2)第一次現地調査 1)に言及している、現地で
				の協議のことです。
TV 会議システムを用いて参加することは認められ	11	指示書 第 3 P12	他案件参加団員が8月末から合流予定ですが、8月	上記踏まえ、JICA 事務所とのミーティングの場合
# お示書 第 3 P11		キックオフ協議	に予定されるキックオフ協議に赴任地から貴機構	は、必要に応じて、TV 会議システムの参加による
指示書 第 3 P11			TV 会議システムを用いて参加することは認められ	対応を考えることもできますが、基本的に、調査対
# 指示書 第 3 P11 上記が認められない場合、キックオフ協議を 9 月第 1 週に想定することは、貴指示書 P11 記載の作業工 指示書 第 2 P12 早ックオフ協議 程に係る合理的な提案と成り得ますでしょうか。 とが予想 (報告会開催の遅延含む)される為、 2 に て回答したように、調査対象国にて活動している団 員を中心にキックオフ協議を進めて頂きたいと考えます。 現地調査前協議 すが、第 1 次現地調査における現地調査前協議とは どのような位置付けでしょうか。			るでしょうか。	象国で活動している団員の方を中心にキックオフ
#務実施上の条件 指示書 第 2 P12 程に係る合理的な提案と成り得ますでしょうか。				協議を進めて頂きたいと考えます。
指示書 第 2 P12 程に係る合理的な提案と成り得ますでしょうか。 とが予想(報告会開催の遅延含む)される為、2 にて回答したように、調査対象国にて活動している団員を中心にキックオフ協議を進めて頂きたいと考えます。  13 指示書 第 3 P12 現地調査前協議は各種報告会の準備と思料致しますが、第 1 次現地調査における現地調査前協議とはどのような位置付けでしょうか。  14 指示書 第 2 現地調査箇所の選定によっては、査証や立入許可取得に時間を要することが懸念されますが、それらの	12	指示書 第 3 P11	上記が認められない場合、キックオフ協議を9月第	キックオフ協議の開催を遅らせることで、調査対処
キックオフ協議       て回答したように、調査対象国にて活動している団員を中心にキックオフ協議を進めて頂きたいと考えます。         13       指示書 第3 P12 現地調査前協議       現地調査前協議は各種報告会の準備と思料致しますが、第1次現地調査における現地調査前協議とはでいる協議のことです。       業務指示書 P.6/15 の(2)第1次現地調査 7)に言及している協議のことです。         14       指示書 第2 現地調査箇所の選定によっては、査証や立入許可取得に時間を要することが懸念されますが、それらの       含めて頂きますようお願いします。		業務実施上の条件	1 週に想定することは、貴指示書 P11 記載の作業工	方針が固まった後の現地調査期間に遅れがでるこ
日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本		指示書 第2 P12	程に係る合理的な提案と成り得ますでしょうか。	とが予想(報告会開催の遅延含む)される為、2に
13		キックオフ協議		て回答したように、調査対象国にて活動している団
13				員を中心にキックオフ協議を進めて頂きたいと考
現地調査前協議すが、第 1 次現地調査における現地調査前協議とは どのような位置付けでしょうか。ている協議のことです。14指示書 第 2 現地調査現地調査箇所の選定によっては、査証や立入許可取 得に時間を要することが懸念されますが、それらの含めて頂きますようお願いします。				えます。
どのような位置付けでしょうか。       どのような位置付けでしょうか。         14       指示書 第 2       現地調査箇所の選定によっては、査証や立入許可取 得に時間を要することが懸念されますが、それらの       含めて頂きますようお願いします。	13	指示書 第 3 P12	現地調査前協議は各種報告会の準備と思料致しま	業務指示書 P.6/15 の(2)第 1 次現地調査 7)に言及し
14指示書 第2現地調査箇所の選定によっては、査証や立入許可取 現地調査含めて頂きますようお願いします。現地調査得に時間を要することが懸念されますが、それらの		現地調査前協議	すが、第1次現地調査における現地調査前協議とは	ている協議のことです。
現地調査 得に時間を要することが懸念されますが、それらの			どのような位置付けでしょうか。	
	14	指示書 第 2	現地調査箇所の選定によっては、査証や立入許可取	含めて頂きますようお願いします。
期間を提案に含める必要はありますでしょうか。		現地調査	得に時間を要することが懸念されますが、それらの	
			期間を提案に含める必要はありますでしょうか。	

15	指示書 第 2	対象国以外(例:ADB 本部があるフィリピン、多	例示された中国については、前述のとおり、現地調
	現地調査	くの国が隣接する中国)への渡航は認められます	査を想定しておりません。
		か。	
16	指示書 第2	国境施設の所在地について、外務省より「渡航の是	危険情報のレベルを踏まえ、調査対象地域について
	現地調査	非を検討してください」等の危険情報が発出されて	提案してください。よって、「渡航の是非を検討し
		いる場合、現地調査実施の必要性の考え方について	てください」等の危険情報発出地域への調査は想定
		ご教示ください。	しておりません。
17	指示書 第2	前述のような危険情報発出地域への現地調査が必	前述の回答を踏まえ、戦争保険付保、警備員傭上等
	現地調査	要な場合、戦争保険(戦争危険特約保険)付保や警	の安全対策経費の計上は不要と考えております。
		備員の傭上等、安全対策に要する費用を見積に計上	
		することは可能でしょうか。	